

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パプアニューギニア国トクア空港整備事業準備調査（補完）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：パプアニューギニア国トクア空港整備事業準備調査
(補完) (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a01055

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月19日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パプアニューギニア国トクア空港整備事業準備調査（補完）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年5月～2026年8月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の30%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の10%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度末(2026年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア大洋州部 東南アジア第六・大洋州課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 3月 26日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 31日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 4月 4日 12時まで

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 4月 17日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/4UixfULNG8>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica. go. jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

- ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点があり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	需要予測手法の検討方針	第3条（14）
2	所要施設規模の見直し及び既存施設の再	第3条（15）

	評価を行う上での留意事項	
3	ADB との協調に向けた検討の進め方及び留意事項	第3条（23）

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）本業務の位置付け

今次調査は、「第2条 業務の背景」を踏まえつつ、協力準備調査の補完的役割を担うものである。過去の協力準備調査結果を最大限に活用し、重複がないよう効率的に調査実施を計画、実施すること。また、過去の協力準備調査実施時との状況変化や需要予測の再調査を行いつつ、必要な事業計画、設計、積算内容をレビュー、再検討を行うこと。

（2）円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。

(3) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
 - ① 公開資料
 - 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023年10月）
（以下「調達ガイドライン」という。）
 - 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）（以下「調達ガイドライン」という。）
 - 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
 - コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）
 - コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）
 - 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）
 - 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）
 - 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
 - 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
 - JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き
 - JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）
（2021年2月版）（以下「JSSS」という。）
 - 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
 - ② 配布資料（契約締結後に配付）
 - 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。

(ア)IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月）（以下「IRRマニュアル」という。）

(イ)コンサルティング・サービスのTOR

(ウ)事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料

(4) 審査の重点項目

➤ 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。なお、適用される技術基準（特にICAOやIATA等の航空関連団体の基準）については、最新のものを採用するものとする。

- ① 適用される技術基準
- ② 施工計画
- ③ 調達計画
- ④ 事業費
- ⑤ 事業実施スケジュール
- ⑥ 事業実施体制
- ⑦ 運営・維持管理体制
- ⑧ 運用・効果指標
- ⑨ 内部収益率（IRR）
- ⑩ 環境社会配慮

(5) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を行うこと（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(6) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。

³ Excelファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit版Windows OS(Windows 10以上)を推奨している（macOSは推奨しない）

- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「ポートモレスビー国際空港整備事業Ⅰ・Ⅱ」(有償資金協力)(1988～2001年)
 - ② 「トクア空港整備計画調査」(開発調査)(1991～1992年)
 - ③ 「新ラバウル(トクア)空港緊急整備計画」(無償資金協力)(1995～1997年)
 - ④ 「運輸セクター調査」(2010年)
 - ⑤ 「地方空港整備事業専門家派遣」(2011年)
 - ⑥ 「空港開発計画策定支援」(有償勘定技術支援)(2013年)
 - ⑦ 「ナザブ(レイ)空港整備事業準備調査」(2013年)
 - ⑧ 「ナザブ(レイ)空港整備事業」(有償資金協力)(2014年～現在)
 - ⑨ 「トクア空港整備事業基礎情報収集・確認調査」(2018～2019年)
 - ⑩ 「トクア空港整備事業協力準備調査」(2019年～2021年)

(7) 本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

別紙●のとおり。

(8) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

- 本業務では以下の点に留意する。
- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
 - 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を

発注者へ報告すること。

- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGs ビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。

本事業は、円借款事業において本邦技術活用条件（STEP）の適用を想定している。

（9）環境社会配慮

- 本事業は、「JICA 環境社会ガイドライン」に掲げる空港セクターに該当し、環境社会配慮カテゴリ A に分類されている。
- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- また、先行する協力準備調査において、環境社会配慮助言委員会からの助言（「パプアニューギニア国トクア空港整備事業（協力準備調査（有償））ドラフトファイナルレポートに対する助言」（2018年7月2日））に対する対応を実施しているが、改めて事業を取り巻く環境変化がないかレビューしつつ、助言委員会からの助言に対する対応についてもレビューを実施する。その上で、追加で必要となる業務内容等については、契約変更の協議を行う。

（10）Information and Communication Technology（ICT）技術・デジタル技術の活用

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

本業務では以下の点に留意する。

- 建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術・デジタル技術の活用が期待される。本業務では、Building Information Management（BIM）又は Construction Information Management（CIM）の導入を検討すること。調査設計段階からの 3 次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待される。
- 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術の活用について検討すること。

例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等

- 公共サービスの効率的・効果的な提供、防災体制の強化等の観点から、ICT 技術・デジタル技術の活用可能性について、他国や相手国他地域の事例について情報収集を行い、事業対象地における実施可能性を検討すること。
- 従来手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。

(1 1) 迅速化に向けた検討

- 本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。
- 相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

(1 2) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

- 本業務では該当する関連既存事業はない。
- 本業務では以下の点に留意する。
 - 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
 - 想定する既往事業を以下に列挙する。
 - ① ナザブ空港整備事業
 - ② ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト

(1 3) 相手国関係機関との調整

- 本業務では実施機関／事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。
- 本業務では以下の点に留意する。
 - 実施機関に加え、関係する運輸省、PNG 航空サービス（航空管制担当機関）も交え調査及び事業の進め方における整理を図ることが想定される。

(1 4) 航空需要予測手法の検討及び再調査

航空需要予測についてはレビューではなく、再調査を行う。トクア空港の航空ネットワークにおける位置付けや将来の社会経済フレームを考慮し、2050年までの5年毎について年間航空交通量を予測するにあたり、需要予測手法を検討す

る。予測は航空旅客、貨物および航空機離着陸回数を対象とする。検討に当たっては以下の点も考慮するものとする。

- ・ ブーゲンビル独立に伴う航空利用の変化
- ・ PNG 北東部における航空需要開発に資する開発計画
- ・ COVID-19 のパンデミックによる需要への影響

なお、航空機の離着陸回数の予測にあたっては、機材サイズ毎に航空機離着陸回数の推移を把握し、そのトレンドを考慮に入れ、必要に応じ平均ロードファクター（搭乗率）の推移等も活用しつつ、機材サイズ別に予測する。また、ピーク時における航空旅客数、航空離着陸回数、空港アクセス交通量等も予測するものとする。

（15）所要施設規模の見直し及び既存施設の再評価

（14）で検討を行った需要予測手法を用い、将来の航空需要に対応した各空港施設の所要規模及び ICAO 基準にて求められる仕様を見直し、既存施設の規模・仕様との比較を通じて既存施設の再評価を行う。これにより、既存施設の継続使用の可能性や必要な施設拡張の程度および仕様のアップグレード等を把握する。また、相手国側の借り入れ能力も考慮する必要があるため、段階的な整備・施工計画（フェーズ分け計画）についても複数提案し、比較検討できるように検討を行う。

（16）トクア空港マスタープランのレビュー

上記の作業により得られる既存施設の再評価および将来的な所要施設規模に基づき、2050 年までのトクア空港マスタープランをレビューする。マスタープランでは以下の計画目標年次を想定し、航空需要に応じて段階的に施設を拡張する計画とする。

- ・ 本事業：供用後 5 年程度を想定し 2035 年までの航空需要に対応した整備計画（旅客ターミナルビルについては、5 年後の拡張は不経済であるため、2040 年までの航空需要に対応した整備を計画する）
- ・ 長期整備計画：2035 年から 2050 年までの航空需要に対応した整備計画
なお、ADB による Civil Aviation Development Investment Project（以下、「CADIP」）との整合性についても考慮する必要がある。マスタープランは、本事業および長期整備計画について、それぞれ施設配置計画図を作成する。また、2045 年以降の整備について、拡張用地の確保等で留意すべき事項があれば、施設配置計画図に示す。

(17) 空港運営・維持管理状況の確認

空港運営の民営化に向けた PNG 政府やドナー支援の動向を確認しつつ、National Airports Corporation（以下、「NAC」）の空港運営・維持管理にかかる能力について現状を把握し、能力強化の必要性についても NAC と協議し、具体的な能力強化案について調査にて提案すること。調査に際しては、トクア空港のみならず、ポートモレスビーやナザブ・トモダチ空港等の主要空港も対象とし、主要航空会社へのヒアリング、また、NAC による空港運営体制やグランドハンドリング機材等の運用・維持管理状況等の確認を行い、本事業の効果指標にも影響し得る課題（飛行機の欠航・遅延等）の分析と改善策（技術支援の可能性含む）の提案を行うこと。

(18) 災害時の支援拠点機能の検討

事業対象地域周辺における自然災害（火山、津波）等が発生した際、現トクア空港が国内及び外国からの支援受入れ拠点機能を十分に有するか検討する。また、先方と協議の上、本事業実施後、有事の際の支援受入れ拠点機能の必要性の有無を確認し、必要性が確認できた場合、概略設計に反映させる。同時に、有事の際の運営体制についても現状・問題点等を把握し、事業実施後の運営体制について先方に提案する。なお、UNDP の the Get Airports Ready for Disaster Programme (GARD)事業との整合性についても考慮する必要がある。

(19) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を参照すること。JSSS は円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(20) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪や騒擾等の治安面でのリスクが一

定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、JICA から提供される「安全対策ガイダンス」（2019 年 4 月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

（2 1）調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICA として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い JICA に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICA が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を JICA と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

（2 2）空港運営に支障をきたさない工事計画の検討

本事業の実施にあたっては、空港の継続的な運用を前提に行う必要があることから、工事中の運用計画を立案し、工事費の積算においても空港の継続的な運用に関連する費用を考慮すること。また、計画に当たっては、必要に応じ、空港関連事業者に対する意見聴取を行うこととし、特に航空保安システムに関しては、運用を継続させたまま新システムへの移行するために十分な検討が必要であるという点も留意するものとする。

（2 3）アジア開発銀行（以下、「ADB」）との連携・協調

本事業はエアサイドを ADB、ランドサイドを JICA が実施する方向で連携・協調予定。ADB は、PNG で CADIP を実施中であり、トクア空港開発も含めた CADIP3 の承認に向け、調整が進められている。特に ADB は、ニューギニア航空が Fleet Replacement Program で進めるボーイング社やエアバス社の機体調達に合わせて滑走路再開発を行う意向で、2025 年中に調査完了、2026 年中に CADIP3 の承認を目指す意向を現時点で確認している。

本調査においては、ADB とも密に協議の上、それぞれが対応する事業スコープを確認し、事業計画、内容、工程等の検討を進める必要がある。PNG 政府や ADB 側との協議の結果、事業計画や設計、積算内容の見直し等が発生する可能性もあるが柔軟に対応すること。

(24) ファクトファインディングミッション及び審査等への協力

本調査の成果を踏まえ、発注者は、本体の円借款供与に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を、それぞれ 2025 年 10 月頃、2026 年 5 月頃を実施することを想定している。また、必要に応じて、発注者による調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施することを想定している。F/F や調査ミッションの前に、調査の進捗報告を行うとともに、ミッションの日程に一部同行し、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また審査前に、発注者からの調査結果に関する情報提供依頼や日本政府等への対外説明に必要な資料作成依頼や質疑応答等があれば速やかに対応すること。なお、F/F や審査等の日程については変更の可能性があるため、時期については発注者に確認すること。

(25) 本邦招へいの実施

PNG 関係機関に日本の空港運営事例に対する理解を深めるために本邦招へいを実施する。運営改善に向けた事例として、旅客・ランプ・航空貨物ハンドリングサービス等、NAC が抱える課題等を踏まえた必要な取り組み等の視察を手配すること。

本邦招へいに係る業務は「コンサルタント等契約における研修・招へいガイドライン（2024 年 7 月）」に沿って行うこととし、実施業務を行う他、JICA が行う受入業務・監理業務を補佐する。なお、本邦招へいではコンサルタントが日本国内の空港視察を手配する。

- ① 目的：日本の空港運営・維持管理事例に対する理解を深める。
- ② 対象者：運輸省、空港公社、PNG 航空サービス等関係機関の職員 6 名程度。
- ③ 期間：7 日間。実施時期については 2026 年 4 月以降を想定するが、受入想定先との調整状況や JICA 国内機関との調整も踏まえる必要があるため、発注者と協議して決定する。
- ④ 内容：空港運営について理解を深めるための視察・協議等を行う。
- ⑤ その他：招へい期間中に本邦民間企業（空港運営、機材、サービス、外国人材受け入れ等の空港関連企業等）との面談、意見交換日程も検討すること。

第 4 条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第 6 条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相

手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁴。

- 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
- 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
- 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向

② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 自然条件調査、現地条件調査等

本業務では当該項目は適用しない。

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、先行調査において、自然条件調査等を実施済み。先行調査結果を踏まえ、自然条件調査の再実施は想定していないが、必要だと判断される調査が考えられる場合はプロポーザルで提案すること。なお、必要と認められる自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。

(5) 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、既存の協力準備調査報告書（2021年2月作成）のレビュー及び必要に応じて補完を行う。レビューにおいては、世界銀行 Operational Policy に記載のある内容、また「パプアニューギニア国

⁴ 一般的に必要なとなる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

トクア空港整備事業（協力準備調査（有償））ドラフトファイナルレポートに対する助言」（2021年2月5日）への対応が十分含まれているか否かを確認する。レビューの結果、必要と認められる内容については、追加の調査（定量的な影響予測及びデータの更新を含む）を行うとともに、必要に応じてステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議の開催を支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。

- 環境社会配慮助言委員会に対しては、上述のレビュー結果を踏まえ、環境レビュー方針説明と過去の助言に対する対応結果の説明を行うが、環境助言委員からの求めに応じ、資料作成や質疑対応等の業務支援、追加調査等を行う。相手国等と協議の上、「JICA環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。
- 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため 現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。
 - ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - (b) 「JICA環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - (c) 関係機関の役割
 - イ) 代替案（事業を実施しない案を含む）の初期的な比較検討
 - ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
 - エ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。）なお、既存のデータが古い場合（データが現況を示さない場合。一般的には環境面は5年、社会面は3年程度）は更新を行う。
 - オ) 影響の予測（定量的な予測を含むのが望ましい。）
 - カ) 影響の評価及び代替案の比較検討（比較にあたっては環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析を含めること。）
 - キ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
 - ク) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
 - ケ) 予算、財源、実施体制の明確化
 - コ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。）。例えば、フォーカスグループディスカ

ッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること。

サ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間25,000CO2換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

注：上記、ウ)～ク)は一連の検討に沿って作成する必要があるため、各評価項目（例：大気質、水質）はスコーピング、ベースライン調査、影響評価、環境管理計画、モニタリング計画等を通じて整合する必要があることに留意すること。

- 環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(6) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取組を事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取組の可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取組を反映させる。

- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

(ア) 社会・ジェンダー分析を行う。

(イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

(ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

(エ) ジェンダー視点に立った取組を担保し測定するための指標を設定する

- ③ 調査項目として下記を含める。

(ア) 現在の空港の利用者数（男女別、利用時間帯別）

(イ) 空港のジェンダー別の利用状況、目的と手段、利用しない理由（他の空港含む）

(ウ) 女性の利用が特に多い路線とその時間帯

(エ) 男女別トイレ、多目的トイレ、授乳室の有無、利用状況

- (オ) 空港内でのジェンダーに基づく暴力・ハラスメントの発生状況、件数
- (カ) 空港内でのジェンダーに基づく暴力・ハラスメントを防ぐ方策
- (キ) 空港から駅やバス停へのアクセスのしやすさ、女性が使用する交通手段
- (ク) 女性がよく利用する施設などが、空港周辺にあるか
- (ケ) 空港周辺の治安状況（ジェンダーに基づく暴力の発生状況、街灯の有無、交通手段の安全性）

(7) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析⁵

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。
- 本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。
- 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

(8) 代替案の検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
 - 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。
- 代替案検討が求められる項目⁶は以下のとおり。
- ① 建設予定地
 - ② 配置計画

⁵ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

⁶ 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

- ③ 施設の構造形式
- ④ 建設材料の種類
- ⑤ 施工方式

(9) 概略設計

- 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。

(10) 事業実施計画の策定

- 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。

① 施工計画（仮設・架設を含む）

- 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。
- 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
- 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。

② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

- 安全対策に係る相手国の法令及び JSSS を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
- 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。

③ 資機材調達計画

- 本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
- 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。

④ 事業実施スケジュールの策定

- 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。

- バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。

(11) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 事業における技術的ニーズ

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

- 本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。

③ 相手国が活用を希望する本邦技術・工法

- 相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

④ 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

- 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。

⑤ 本邦調達比率の算定

- 本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

(12) 事業費の積算

➤ 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

(ア) 本体事業費

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

- (ウ) 本体事業費に関する予備費
 - (エ) 建中金利
 - (オ) フロントエンドフィー
 - (カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
 - (キ) その他 1（融資非適格項目）
 - ア) 用地補償等
 - イ) 関税・税金
 - ウ) 事業実施者の一般管理費
 - (ク) その他 2（融資非適格項目※）
 - ア) 完成後の委託保守費
 - イ) 初期運転資金
 - ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - エ) 他機関建中金利
- ※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）⁷、諸経費⁸（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・

⁷ 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）については、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

⁸ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。

- 実施時期
- 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- 設計条件・仕様
- 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（13）調達計画の策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② 入札方法、契約条件の設定

- 調達方式
- 契約約款
- 契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する標準入札書類等

③ コンサルタントの選定方法案

- International Consultants の採否
- ショートリストの策定方法
- コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

- ④ コントラクターの選定方針案
- PQ 条件の設定
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

（14）事業実施体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 実施機関の体制（組織面）
- 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。
- ② 実施機関の体制（財務・予算面）
- 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。
- ③ 実施機関の体制（技術面）
- 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。
- ④ 実施機関の類似事業の実績
- 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理する。
- ⑤ 実施段階における技術支援の必要性
- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

（15）運営・維持管理体制の検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 運営・維持管理機関の体制（組織面）
- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。
- ② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）
- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。
- ③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）
- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

- ④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績
 - 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。
- ⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性
 - 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

(16) 本邦招へいの実施

PNG 関係機関に日本の空港運営事例に対する理解を深めるために本邦招へいを実施する。

(17) 実施機関負担事項の整理

- ① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）
 - 事業実施に必要な用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。
- ② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）
 - 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。
- ③ 支障物移設
 - 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。
- ④ 事業実施に必要な許認可
 - 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。
- ⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）
 - 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

(18) 免税措置の調査

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

(19) 事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁹

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSSの最新版¹⁰を参照する。
- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(20) リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

本業務では当該項目は適用しない。

審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

(21) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
 - 調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる要素
 - 過去事例を踏まえた課題
 - 既存運営事業者との調整
 - HIV 対策
 - 軍事利用の回避 等

(22) コンサルティング・サービスの提案

⁹概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

¹⁰ JSSS は、仏語圏 / 西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模¹¹について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
- コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等を想定している。発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR（案）を作成する。

(23) 事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

① 定量的効果

- 内部収益率（IRR）
 - 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
 - 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
 - IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考とすること。
 - IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
 - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
 - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）
- 運用・効果指標
 - 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の2年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。

② 定性的効果

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。
例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

¹¹ 規模は「業務人月」とする。

(24) 本邦企業説明会の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、本邦企業説明会を開催する。
- 同説明会開催にあたって、資料案を事前に作成し、発注者とすり合わせる。
- 発注者の指示のもとで、必要に応じて同説明会実施にかかる運営事務（案内、説明会記録作成、企業等への連絡・調整等）や同説明会場における質疑対応等を行う。

(25) プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

本業務では当該項目は適用しない。但し、前回調査時におけるプルーフエンジニアリング／国内支援委員から出されたコメントについては、本調査でも対応／考慮すること。

本業務では以下にも留意する。

(26) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等¹²を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

(27) 調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第5条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部

¹² 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
インセプション・レポート	契約締結後 1 カ月以内 初回現地調査前	日本語	電子データ	—
インテリム・レポート	2026 年 2 月中旬	日本語	電子データ	—
環境チェックリスト（調査方針）	契約締結後 2 ヶ月以内	日本語	電子データ	—
環境アセスメント案	進捗に応じ協議	英語	電子データ	—
ドラフト・ファイナル・レポート （環境社会配慮部分）	2026 年 6 月中旬	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 部
ファイナル・レポート（F/R） （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 部
		英語	CD-R	3 部
ファイナル・レポート（F/R） （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	製本	3 部
			CD-R	3 部
		英語	製本	10 部
			CD-R	3 部
調査データ	契約履行期限末日		CD-R	3 部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

(3) インテリム・レポート

- ① 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、概略設計結果（事業費含む）等、環境社会配慮、自然条件調査等

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果¹³、要約

(5) デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

(6) ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。レポートの冒頭に、10 ページ程度の調査結果の要約を含める。

(7) ファイナル・レポート（先行公開版¹⁴）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - 民間企業の事業や財務に関わる情報

¹³ 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイルを含める。

¹⁴ JICA 環境社会ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトにて情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

(8) 調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel形式。位置情報¹⁵が含まれるデータは、KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式とする。Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

(9) 環境社会配慮に関する資料

(1) 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

(2) 環境社会配慮助言委員会スコーピング資料

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」の机上調査部分（代替案検討、スコーピング等）及び今後の調査スケジュール。

(3) 環境アセスメント案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(4) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分含）

記載内容：調査結果の全体成果、要約（環境チェックリスト案による要約を含む）

第6条 再委託

- 本業務では再委託を想定していない¹⁶。
- 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

第7条 機材の調達

- 本業務では機材調達を想定していない。
- 本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

¹⁵ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁶ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：パプアニューギニア独立国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：東ニューブリテン州（約 40 万人）
- (3) 案件名：トクア空港整備計画（Tokua Airport Rehabilitation and Upgrading Project）
- (4) 事業の要約：本事業は東ニューブリテン州において、同州の主要空港であるトクア空港の改修、拡張を実施することにより、将来的な航空貨客需要に対応し、空港の利便性・安全性の向上を図り、もって当国の経済成長促進に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における空港セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
 パプアニューギニア独立国（以下、「PNG」という。）では、国土が急峻な地形と大小 600 を超える島々により形成され、航空輸送は国民の移動に重要な役割を担っている。当国で第 2 の面積を持つ当国の北東部に位置するニューブリテン島に位置する東ニューブリテン州（以下、「ENB 州」という。）は、周辺島嶼部の産業・物流・人的往来の拠点であり、また、当国の観光開発重点地域に指定されている。

現トクア空港は、我が国無償資金協力「新ラバウル（トクア）空港緊急整備計画」（1996 年 E/N、25.97 億円）により、1998 年に旅客ターミナル、管制塔／管理棟、滑走路、管制・通信機器等を整備した。しかし、運用開始後、利用者数の増加への対応、施設等の老朽化による安全性の低下への対応、及び観光産業発展に向けた国際線定期就航のための拡張・大規模な改修工事がほぼ実施されておらず、ICAO の定める空港設備等の基準に対応する必要性が生じている。

PNG が策定した開発戦略計画（2010-2030）では、2030 年までにトクア空港を含む 22 の空港について国際基準を満たすレベルでの整備を目指している。また、第三次中期国家開発計画（2018～2022 年）（以下、「MTDP3」という。）では、10 地方空港を 2030 年までに拡張整備することが計画されており、そのうち、トクア空港は唯一、MTDP3 で指定された観光開発重点地域にある空港であり、観光拠点化のためのトクア空港の再開発は 2016 年 3 月に PNG 国会で承認済みである。

(2) 空港セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け
 2024 年 7 月に開催された第 10 回太平洋・島サミット（以下、「PALM10」という。）で採択された「PALM10 日本・PIF 首脳宣言」では、「技術と連結性」が協力の柱の一つとして位置づけられ、空・海・陸の輸送や連結性の高い地域のための取組強化が強調されている。また、対パプアニューギニア独立国国別開発協力量針（2024 年 4 月）の重点目標としても「経済成長基盤の強化」が定められ、これら方針に合致する。なお、当国の空港セクターに対する我が国の支援として、有償資金協力「ポートモレスビー国際空港整備事業（Ⅰ）・（Ⅱ）」（承諾：1988 年、1996 年）、無償資金協力「新ラバウル（トクア）空港緊急整備計画」（承諾：1996 年）、有償資金協力「ナ

ザブ空港整備事業」（承諾：2015年）等を実施している。

（3）他の援助機関の対応

1）ADB：当国内の22の主要空港を対象に Civil Aviation Development Investment Program で、空港施設の改修等を実施中。

2）豪州：航空管制機関である PNG Air Service に対し、航空保安システムへの支援を実施済。

（4）本事業を実施する意義

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、強靱で質の高いインフラ整備に資するものであり、SDGs ゴール8「持続可能な経済成長」及びゴール9「強靱なインフラの構築」にも資することから、有償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的

本事業は、東ニューブリテン州において、同州の主要空港であるトクア空港の改修、拡張を実施することにより、将来的な航空貨客需要に対応し、空港の利便性・安全性の向上を図り、もって当国の経済成長促進に寄与するもの。

②事業内容

ア) 土木工事：滑走路、誘導路、エプロン、排水工事、駐車場、フェンス、航空管制機材等

イ) 建築工事：旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル、管制塔、電源局舎、給水施設等

ウ) コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工監理等

③事業実施機関／実施体制：空港公社（National Airports Corporation: NAC）

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：空港整備にかかる各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年5月下旬から事前準備を開始し、2025年6月から現地調査を行う。
2026年2月中旬を目途にインテリムレポートを提出し、2026年6月中旬にドラフトファイナルレポートを提出する。2026年8月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約18.74人月

「本邦招へいに関する業務人月1.75を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

2) 渡航回数を目途 延べ16回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本調査では現地再委託は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「トクア空港整備事業協力準備調査ファイナルレポート」 (2021年2月)

2) 公開資料

- 「トクア空港整備事業基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート」
(2019年3月)
- 「新ラバウル(トクア)空港緊急整備計画基本設計調査報告書」 (1996年2月)
- 「トクア空港整備計画調査報告書」 (1992年3月)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

71,804,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（6,808,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦招へいにかか		6,808,000円	報酬(事前業務(3号0.4人月及び5号1	報酬 国内業務費

	る経費			人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.35人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,813,500円)	
--	-----	--	--	--	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

パプアニューギニア国内における一部地域の宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、ポートモレスビー31,000 円／泊、その他の地域 26,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)